⑸　建物概要
１）庁舎
構造階数：鉄筋コンクリート造
地上２階建
建物規模：延べ面積　1,840㎡　新築１棟
２）検査場
構造階数：鉄骨造　地上１階　地下１階
塔屋１階建
建物規模：延べ面積　2,395㎡　新築１棟
３）封印上屋
構造階数：鉄骨造　平屋建
建物規模：延べ面積　51㎡　新築１棟
４）駐輪場
構造階数：鉄骨造　平屋建
建物規模：延べ面積　10㎡　新築１棟
５）外構　新設一式
６）エレベーター設備　新設一式
７）既存水路改修　修繕一式
⑹　敷地面積　25,257㎡
⑺　工期　契約締結の翌日から平成27年２月28日まで
⑻　使用する主要な資機材
コンクリート約2,800㎥、鉄筋約350ｔ、鉄骨約400ｔ、板ガラス約600㎡
⑼　工事実施形態
①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の試行工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
②　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する工事である。
③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、詳細は施工条件明示による。
④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中国地方整備局における平成25・26年度「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　中国地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　平成10年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績（民間の施工実績も可）を有すること。
同種工事とは、下記㈠から㈬までの要件をすべて満たす、新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。
㈠　建物用途：問わない。
㈡　建物構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
㈢　階数：地上階数１以上
㈣　建物規模：延べ面積2,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）
㈤　構造規模：最大スパン長35m以上
ただし、上記㈠から㈤までは同一工事であること。
共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。
経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑺　「構造体鉄骨（工場製作を除く）及び構造体コンクリート（杭地業を除く）の品質・耐久性の向上に関する施工計画」が適正であること。
⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。
①　入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
②　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
③　平成10年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の経験（民間の経験も可）を有すること。
同種工事とは、下記㈠から㈤までの要件をすべて満たす、新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。
㈠　建物用途：問わない。
㈡　建物構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
㈢　階数：地上階数１以上
㈣　建物規模：延べ面積2,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）
㈤　構造規模：最大スパン長20m以上
ただし、上記㈠から㈤までは同一工事であること。
共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。
経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑿　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。